

議案第104号

四万十町ホビー館条例の一部を改正する条例について

四万十町ホビー館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年12月7日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町ホビー館条例の一部を改正する条例

四万十町ホビー館条例（平成22年四万十町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 ホビー館の通称は、規則で別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。